

四 石手川の大改修と新田開発

石手川筋の 流路変遷

石手川は湯山の米野々字成松に源を発し、ほぼ南西流し、道後(松山)平野に入って四国霊場第一番札所石手寺の南から松山城下の東南辺を流れて、左岸に支流小野川を合し、出合で重信川に合流している。河川延長二六・四^キ、流域面積は四〇・三平方^キ、うち山間部は約二〇平方^キである。川の名は石手寺のほとりを流れることに由来するといわれる。主な支流には、横谷川、青波谷川、福見川、九川川、菅沢川、伊台川、塚谷川などがある。付近の地質は東西方向に北から新生代の花崗閃岩、古生代の変質粘板岩(片状ホルンフェルス)、中生代の和泉砂岩からなる。これらの山地は浸食が激しく、岩堰付近から出合の合流点まで堆積作用が著しく天井川化している。

古くは湯山川とよび、加藤嘉明の松山城下町建設時、大改修によって流路が変更された。もとの流路は、石手川の岩堰から湯築城跡の傍らを過ぎ、持田村のほぼ中央部を横断し、城下の二番町・南堀端を流れ、西流して、吉田浜に注いでいたといわれる。改修以前の旧石手川の河相(河川の形態)はどうであったのであろうか。日下部維岳の『古今記聞』には、「往古は石手川、御城山へ添って流れたりという、水野の添屋敷ならびに渡部多宮座敷の庭に淵あり、これ皆その川の淵也という、二番町北側東より三軒目早水大七方に大きな榎あり、枝をおろす事をせず、至つての古木なり、十七、八年、二十年跡迄は古木のまゝありしが今はなく、樹下に小社とも建たるよし、これ往古の土手堤の榎なり」とあるので、従前の面影をしのぶことができる。また、「松山俚人談」(愛媛県の地名)に、河川改修後の河川状況が述べられている。「石手川、古来深き川にて、水底に大石を敷きたる川なりしに、山奥にて木の根を掘り出し薪にし、跡へ耕作なす故に、年々砂流れてふさがりたり、古老いわく七十年前迄は土堤の家端などに腰かけて水を見たりという、川底今屋梁より高し」と石手川の河床上昇を伝えている。その後、石手川は度々氾濫し、被害は記録の上で一〇回に及んでいる。「垂憲録拾遺」の延宝元(一六三三)年の記録によると、「古老の書伝に延宝のころ迄は、石手川出水には毎々城下へも水溢れ迷惑したることなり、就中延宝元年の出水は恐ろしき事なりと、その年は春雨も稀なりしが六月十七、八日ころより頻に雨降りけるが、同二十七日の夜石手川の堤きれて城下町分は勿論、代官町辺も水溢れ同心町西堀端などは別して水勢強く、堀の水と一面になり追々水増の体に、付堀の土手へ畳を運び老若是へ逃のきたりしに、二十八日の朝に至り大に水減たり、右畳を運びしもの東北御門より入ざれば叶え難く事なれば、誠に押合い摩り合いて恰も戦の如くたりしと、その後大普請所へ高瀬舟御仰付しも右等の節の御手当なるべし」と、一度堤防が決壊すると旧流路に沿って洪水波が流れたことを物語っている。

表2-4-1 大川文蔵による石手川治水以前の気候災害年表

年 次	気 候 災 害
寛文 6 (1666)年 7月 4日	松山地方、大洪水 (松山叢談)
〃 元(1673)年 6月 27日	この年 5月の洪水で切れた石手川堤防の普請に町人足 1万人が出勤 (松山町鑑)
延宝 4 (1676)年 6月 11日	松山洪水 (松山叢談)
〃 6 (1678)年 7月 18日	松山大風雨、民家1,793軒破損 (津田家記)
元禄15(1702)年 7月 28日	松山大風で本城の鯨落ちる (垂憲録拾遺)
宝永元(1704)年 8月 23日	松山大風雨損米33,888石、潰家1,202軒 (松山叢談)
〃 4 (1707)年 8月 19日	松山大風雨損米20,179石 (津田家記)
享保 6 (1721)年 閏 7月 15日	石手川洪水に付御出馬あり、家中過半出る (本藩譜)
〃 7 (1722)年 6月 23日	松山暴風雨、被害甚大、死者88人(松山叢談)
〃 17(1732)年 6月	長雨降りつづき各地の稲にうんか発生、この年松山餓死者凡3,489人、牛馬3,907疋 (垂憲録拾遺)
天明 3 (1783)年 8月 11日	松山に大洪水 (増田家記)
文化元(1803)年 8月 29日	松山領、風雨洪水、損米36,058石(増田家記)
文政 8 (1825)年 6月 3日	松山地方に洪水、市の坪付近出水(増田家記)
〃 9 (1826)年 5月 21日	石手川洪水、出合付近百間余決壊(増田家記)

資料：愛媛県気象史料、愛媛県農業史、松山叢談、市史料集13巻（年表）により作成

大川文蔵による河川改修前は、石手川の川幅が現在より広がったという。『垂憲録』には、定英の時代、石手川出水のおり、三浦七郎兵衛が乗馬で川を渡ったことがあり、「右川を渡せし節は石手川幅広かりし時也、その後大川文蔵と申者に仰せ付けられ今の如く相成る」とある。藩庁の経営によって、石手川の堤防は維持され、ここに繁茂した古木や「曲なげ」に往時をしのぶことができる。

洪水による災害

道後（松山）平野は風水害が比較的少ない地方だといわれているが、江戸時代にはかなりの頻度で発生していた。石手川を中心に洪水の被害状況をあげておきたい。

延宝元（一七三三）年六月二十七日に石手川の堤防が決壊し、城下

災害と火消・
水防組織

災害の少ないと言われている松山地方でも、江戸時代二百数十年の間にはいろいろと大きな災害があった。それらの記録を諸史料から拾って見ると、火事・風水害の被害が多いことに驚かされる。また、松山城本丸は幾度か雷火に見舞われ、天明四年には天守閣が焼失して、その復興に藩は長く苦しむことになる。地震による災害では、道後温泉の湧出が止まった記録が何度かある。松山・三

津浜・道後の町方が被害を被った災害の主なものを書き出してみよう（風雨・洪水・高潮・虫害などによる郷村の被害は別記）。

- 慶長一九（一六四）年一〇月二五日 大地震で道後温泉の湧出とまる。（予陽郡郷俚診集）
 寛永二（一六三）年三月一八日 地震で道後温泉の湧出とまる。（予陽郡郷俚診集）
 慶安一（一六八）年二月五日 松山大地震、同洪水。（垂憲録拾遺）
 慶安二（一六九）年二月五日 松山大地震、松山城石垣二〇間・塀三〇間破損する。（垂憲録拾遺）
 万治一（一七〇）年一月二六日 松山大火。（予松御代鑑・三田村秘事録）
 万治二（一七〇）年一〇月二三日 松山大火。同心町医師伝与宅から出火。六三六軒焼失する。（予松御代鑑・松山年譜）
 万治三（一七〇）年一月二七日 足軽小頭有田権太夫宅から出火。二〇二軒類焼する。（本藩譜）
 寛文二（一六六）年二月四日 木屋町から出火。一四軒類焼する。定長の出馬があった。（本藩譜）
 寛文八（一七二）年一〇月二二日 藤原町から出火。一〇八軒焼失する。（予松御代鑑）
 寛文一三（一七三）年五月 日 洪水で石手川の堤が四カ所切れる。復旧工事に町人足一万人が出る。（松山町鑑一）
 延宝元（一七三）年六月二七日 洪水で石手川の堤が切れて、城下町分はもちろんだ官町あたりも水が出、特に同心町・西堀端などでは堀の水と一面になった。（垂憲録拾遺）
 延宝二（一七四）年八月一七日 大風高潮のため、三津町家々多数大破。藩船すべて陸上に押し上げられる。船下ろしに松山町方から人足一、〇一九人差し出す。（松山町鑑一）
 延宝四（一七六）年五月一六日 洪水で伊予郡垣生村、同市之坪村の堤が切れ、町方人足五〇人を出す。（松山町鑑一）
 貞享二（一六五）年一二月四日 松山大地震。城内破損箇所多し。道後温泉は泥が出る。（予松御代鑑）

- 元禄 元（二六〇）年 六月 七日 松山雷雨。落雷で天守西の方破損する。（三田村秘事録）
- 元禄 二（二六九）年 二月二〇日 本町、高木玄林宅から出火し、町家数軒類焼する。この時、藩主定直の出馬があった。（本藩譜）
- 元禄 五（二六九）年 六月 九日 松山城本丸に落雷があった。（三田村秘事録）
- 元禄 四（二七〇）年 四月一七日 長（永）町大工吉右衛門宅から出火。西風強く類焼一三六軒。（本藩譜・松山府要）
- 元禄 一五（二八〇）年 七月二八日 松山大風。本丸天守閣の鯨しほ落ちる。城山の松三二八本風折し根起こしする。潰つぶれた家は、侍屋敷二三、町家二〇、百姓家二、三八九軒。死者一六人（垂憲録拾遺）
- 宝永 四（一八〇七）年 一〇月 四日 大地震で道後温泉の湧出が止まり、湯神社などに祈禱を命じた。（垂憲録・垂憲録拾遺）
- 宝永 五（一七〇八）年 一月二七日 三津浜大火事。奉公人衆家・町家・農家・漁家など合わせて三六〇軒ほど焼失し、藩から銀米の支給があった。（諸事頭書之控 市史料集 四）
- 正徳 元（一七二二）年 二月二八日 味酒村から出火。木屋町・鍛冶屋町へまで類焼して二二〇軒焼失。（予松御代鑑）
- 正徳 三（一七三三）年 二月 五日 代官町高木四郎左衛門（仲三・仲之）宅から出火。侍屋敷六一、足軽組家一〇八、町家六一、寺二戸類焼する。（松山府要・予松御代鑑）
- 享保 元（一七二六）年 閏二月一八日 杉谷安藤（東）孫兵衛宅から出火。侍屋敷・町家共一八九軒焼失する。世に安東火事という。（津田家記）
- 享保 六（一七三二）年 閏七月一四日・一五日 松山洪水。領内各地に大被害。特に伊予郡の被害甚大。石手川筋復旧工事に松山城下町から一万五千人、三津町から五千人の人手を雇う。（松山藩法令集・垂憲録拾遺・味酒神社年代記）
- 享保 一七（一七三三）年 享保の大飢饉（別記）
- 明和 七（一七七〇）年 二月二六日 山手代町足軽小頭玉柳三五兵衛宅から出火。新立まで焼失する。また、同夜、北清水町からも出火し、鉄砲屋町東詰杉浦作左衛門宅で止まる。侍屋敷一一、徒士以下

の家二九〇、町家六五〇、寺二軒焼失する。（増田家記・予松御代鑑・三田村秘事録）

- 天明 四（一七四九）年 一月 一日 雷火で本丸天守閣焼失。藩主定直は法龍寺に避難する。（増田家記・垂憲録拾遺・予松御代鑑・三田村秘事録）
- 天明 四（一七四九）年 閏一月 七日 河原町から出火。農家一二、足軽組家七六、町家二六軒焼失する。（予松御代鑑）
- 天明 四（一七四九）年 二月一七日 竹鼻町から出火。足軽組家七六、町家三六軒焼失する。（予松御代鑑）
- 天明 五（一七五〇）年 一〇月 大風で八ツ股の榎一本吹き倒される。残り一本も切り取り、跡へ新しく植え替える。（増田家記・三田村秘事録）
- 文化 七（一八〇〇）年 九月 八日 西堀端、檢物屋町に辻風（竜巻）が吹く。（三田村秘事録）
- 文政 一（一八二〇）年 一〇月二二日 藤原弓之町から出火。侍屋敷五〇、足軽中間組家一二三、町家三七、寺一軒焼失する。同月二七日にも同町から出火。一三軒を焼く。（予松御代鑑）
- 安政 元（一八五〇）年 一月五日・七日 松山大地震。松山城内、侍町、郷町の被害多数。道後温泉の湧出も止まる。（池内家記）
- 安政 五（一八五八）年 一月二日 大林寺焼失。藩主勝成出馬。（朝日八幡宮文書 市史料集 一三）
- 安政 五（一八五八）年 一月四日 湊町二丁目合羽屋かっぱから出火。二三軒焼失する。（池内家記）
- 万延 元（一八六〇）年 四月 八日 大雨。城内の北石垣側山も崩れる。（三輪米山日記）

松山城下町の防火・消火については、各町ごとに火番所を設け、夜回りをさせたほか、防火・消火用具を常備することや、火の用心、火災時の対応などについての「町触れ」がたびたび出された。実際の出火に際しては、城下の町方一一組の組ごとに出勤人数、持道具および防火場所が定められており、その人数は元禄年間には一、二九五入（松山町鑑 一）、天保年間には各町の留守居の者や御掛屋・銀札場所・紙場所・獄屋・家質場所などへ、

用心のために詰める者を含めて総合計三、二九四人（手鑑）の多数にのぼっている。ただし、いつもこの全員が出勤するのではなく、元禄年間の例を松山町鑑でみると、出火のときは、まず本町組は五人の町年寄、一〇人の組頭をふくめて一一六人が、東町奉行所に向いて東町奉行林喜左衛門の先備えとなり、同時に魚町組から町年寄六人と組頭九人を含む一〇八人が、西町奉行所に向いて西町奉行柴田安右衛門の先備えとなる。他の組は出火場所に応じて、防火・消火に出動することになる。例えば、南利屋町、桧物屋町、紙屋町、魚町近辺が火災の場合は、新町組から一五〇人が出勤して東町奉行の指揮で働き、府中町組からは一四三人が出勤して西町奉行の指揮で働くことになっていた。また、藩主の菩提寺である大林寺近辺に火が迫りそうな時は、藤原町組八五人と河原町組一七〇人が大林寺に詰めることになっていた。

防火・消火の道具としては、龍頭水・龍起水と称した手押しポンプが元禄年間に二台、天保年間で八台あるのみで、大部分は手桶で水をかける消火作業にたよった。また、類焼を防ぐために風下の建物を引き倒す道具として大綱・熊手・鳶口・掛矢が多く使われた。ほとんど人力に頼る遅れた消火活動は、狭い道筋や燃えやすい家屋と重なって、しばしば大きな被害を受けた。

そのほか城下外でも、宝永五(二七〇)年一月二七日の、三津浜大火事で三六〇軒も焼失した時には、大年寄の升屋新兵衛と豊前屋小左衛門の二人が、松屋町組、松前町組、本町組の火消しの者を連れて、三津浜まで出勤して消火にあたり、翌朝帰ったことがあり(諸事頭書之控)、これが安永三(一七四二)年には規定となって、以後、三津浜町内出火の時は、大年寄の内二人が新町組と松前町組の火消しの者を引き連れて加勢に出向くことになった。そのほか三津浜には、御茶屋(藩主の休憩所)や御船蔵もあつたので、それらの近辺で火災があつた場合は、町奉行のうち一人が付き添って、松山城下町から一組の火消しの者が出勤することになっていた。

その他の火消し場所として城下町続きの郷村と寺社の法花寺・常信寺・千秋寺・道後湯月社がある。

洪水発生時の対応としては、火災の時と同じように各組からの動員があり、正徳二(一七三三)年の規定では総人数八二人が城下の一一組から出るようになっており、その時持ち出す水防用の道具・材料として空き俵八一二俵、鍬二〇九丁、かけや九八丁、なた二〇九丁、山棒三四八本、斧一三八丁、長さ五〇尋の縄二六五房、鎌各自、大持籠二七二荷と定められ、上は溝辺から下は今出まで、どのあたりの堤防が切れても駆けつけることになっていた(松山町鑑 一)。また、石手川は上流の高縄山塊から大量の土砂を運ぶので、その川底は年々浅くなり、大雨のたびに堤防の決壊や溢水を起こし、田畑家屋の流失も多かった。そこで川底を浚える瀬掘りをたびたび行って水害を防ごうとした。このための瀬掘り人足は町方からも多数徴発された。正徳三(一七三三)年から寛延二(一七四九)年までの三七年間だけで一〇回合計一二万人が動員されている(手鑑)。

この時期の享保八(一七三三)年に、「川普請巧者」(本藩譜)ということで、一二石三人扶持・末寄合大小姓という低い身分で採用された西条浪人大川文蔵の石手川治水工事は、川に突き出す堤の工夫で、水流によって川底の掘削を行わせるもので、この工事は効果があがり享保一五年間の瀬掘り人足二万人をさかいに、以後は瀬掘り人足の動員数が激減しており、城下町への出水も少なくなった。

七 享保の大飢饉

松山新田藩の成立

享保五(一七三〇)年、第四代藩主定直が死去すると、第五代藩主として、定直の三男定英が松山領一五万石を相続した(長男は五歳、次男は三歳で夭折)。定直は生前、定英の異母弟定章に分知(土地を分けて持たせる)の気持ちを持っていたので、松山藩では、その遺志を幕府に願い出たところ、松山領の新田の内から一万石を分知し、支藩をつくることを認められた。そこでこの新しくできた支藩を、松山新田藩と呼ぶことになった。しかし、定章が分知を受けた一万石というのは、郡や村を指定した知行地を得て一万石の大名となったのではなく、松山藩の収入の中から一万石を与えられて、幕府の御用を務めるという形であった。しかも松山藩は、一五万石から一万石を分知して一四万石の大名になるのではなく、藩の格式を守るために、表高は一五万石に据え置くという無理をすることになった。

定章は、元禄一三(一七〇〇)年の生まれで、初め長嶋辰之丞、のち松平原之助、監物と名乗った。新田藩一万石分知は享保五年、二一歳の時であった。同六年従五位下備前守に任じられ、以後日光山御祭礼奉行、駿府加番、大坂加番などを務めた。享保一七年の大飢饉には、松山領の作毛が皆無である、ということとで幕府から二、〇〇〇両の金を拝借している。延享三(一七四六)年、大番頭に任せられ、名を主計頭と改めた。同四年京都二条城勤番を命ぜられて在京中死去した(久松家譜、松山城主久松氏系譜略 市史料集 二)。

新田藩は、定章の嫡男定静が相続したが、のち、この定静が本家の松山藩一五万石を相続することになり、新田藩一万石の上知(土地を幕府に差し出す)問題が起こることになった(後記)。

定英の時代と災害

松山藩第五代藩主を相続した定英は、第四代定直の三男として元禄九(一六九三)年、松山で誕生し、初め百助と称し、のち刑部と改めた。定英と称したのは七歳の時であった。宝永三年(一七二六)年、第五代將軍徳川綱吉に初めて御目見えをし、同七年、従五位下に叙せられ飛騨守と称した。正徳五(一七二五)年、薩摩の島津綱貴の娘(信解院)を妻に迎え、享保元(一七二六)年には第六代を継ぐ定喬が誕生したが、同年信解院を離別した。

享保五年、一〇月五日、定直の病が篤い、という知らせを松山で受けた定英は、その日のうちに三津浜から乗船し、二七日には江戸に着府した。一二日と一夜であった。しかし、定直はすでに死去したあとであった。同八年、定英の生母(光樹院)の病を知った時も、松山在城中であったが、七月二七日に松山を出発、八月一三日に江戸へ到着した(光樹院は翌日死去)。大名の身でありながら生涯に二度も松山、江戸間の「早打ち」を行い、その孝心の篤さに世間は深く感動したという(当時、参勤交代での松山、江戸間の通常旅行日数は、二一、二二日であった)。

享保六年は閏年で、その閏七月一四日から降り出した大雨のため一五日(今の暦で九月四、五日)には、石手川の堤防が決壊し、大洪水となった。特に下流の伊予郡の被害が大きく、藩主定英自身も状況視察に出向き、藩士の大半が出動した(本藩譜、味酒神社年代紀)。「垂憲録拾遺」は、この時の被害を次の様に記録している。

- ・海岸および池・川の堤防の決壊、破損場所の長さ……………一万七、一四一間
- ・本田畑および新田畑の砂入り、汐入り、水押し……………広さ 三、七一六町六反四畝一九步
- 高 三万五、〇六五石九升七合
- ・水流家、潰家、半壊家……………百姓家八八五軒 寺二軒 庵二軒 堂四軒 社一軒

- ・川流れ、潰家下敷きによる死者……………七十二人 男四〇人 女三二人
- ・風倒木……………四二九本
- ・石段の崩れた箇所……………一五五箇所
- ・井関の破損箇所……………二、一四四箇所
- ・牛馬の被害……………牛二匹 馬八匹
- ・山崩れ箇所……………二万九、二二〇箇所
- ・漁船の流失……………一艘

藩ではさつそく閏七月二一日、大小性以上の各部署の責任者を呼び出して、このたびの洪水で痛んだ石手川筋の修復を行うので、藩士たちは、禄高一〇〇石について一〇人ずつの割合で人夫を差し出すように、と命じ、これをそれぞれの部署に伝達させた。また、松山町奉行と三津町奉行を呼んで、松山城下町から二万五、〇〇〇人、三津町から五、〇〇〇人の人夫を雇うことを指示した。この修復工事に従事した藩士差し出しの人夫たちは、八月一五日から九月二九日までの間に、それぞれ紙札に月日、氏名を書いて和泉の土手で(現和泉橋付近カ)着到改めの係りに渡してから大普請方の役人や裁許人と称した係りの指示を受けて仕事にかかった。鍬、もっこう、担ぎ棒などの諸道具は、毎日大普請方から渡され、これらの道具が傷んだ時の対応など、この石手川修復工事についての詳細な触れが出された(松山藩法令集 松平定英君政法編集 伊予史談会文書)。

享保六年の大洪水被害につづいて翌七年六月二三、二四の両日(今の暦で八月四、五日)、松山地方をまた、大暴風雨が襲って、大きな被害をもたらした。「垂憲録拾遺」を引用すると、その被害は次のようであった。

- ・海岸および池・川の堤防の決壊、破損場所の長さ……………一万五三、六三六間 箇所……………五、三六七箇所
- ・本田畑および新田畑の砂入り、汐入り、水押し……………三、二六三町二反七畝
- ・水流家……………百姓家 三〇七軒
- ・潰家……………一、一七一軒
- ・漁船の流失……………六艘
- ・用水樋、門樋の流失……………二四箇所
- ・石橋の破損……………三〇二箇所
- ・水井手破損……………四一三箇所
- ・井関の破損……………二、六八七箇所
- ・橋の流れ落ち……………四箇所
- ・池の土手破損……………六六箇所

- ・用水算流れ……………一六 本
- ・風水壩潰れ……………二〇個所
- ・山崩れ……………三、七七八個所
- ・川流れによる死者……………男四六人 女四二人 計八八人
- ・牛馬の被害……………牛一三疋 馬七疋

これらの被害は大暴風雨のもたらしたものではあるが、その原因の一つは石手川にあると、石手川改修の抜本的見直しを図られ、大川文蔵が登用されることになった(別記)。

この享保七年一〇月、幕府は財政難を補うため、家光以来の法を代え、大名たちに、高一万石について一〇〇石の差上米を出させ、その代わりに、参勤交代の江戸在府期間を半年詰めにし、領国在城期間を一年半とするこ
とにしている。大名の江戸在府中の経費を削減し、幕府も差上米が入るこの名案も、結局江戸の町人の経済を縮
小するところとなり、長続きしなかった。

享保九年の五月六月は、日照りで、道前五郡の内二〇〇町余りは植え付けができず、味酒明神(阿沼美神社)と道後八幡(伊佐爾波神社)へ二度の雨乞い祈禱が命じられた(御先祖由来記)。享保六、七年の洪水、同九年の日照りなどの被害にもかかわらず、これらの年の農民に対する免(租税率)が軽くなった様子は見られず、農村・農民の生活に余裕がなくなっており、享保一七年の悲劇の元はすでに始まっていたと言える。

続いて、享保一四年八月一九日夜の風は、四、五〇年来の大風で、海岸部では高潮の被害が多く、また三津街道の並木の松・杉が倒れ、松山、三津間の交通が途絶えたほか、各地の松などが大量に吹き倒された。九月一日にも大風が吹き、高浜で三津の船が破船した。松山領内におけるこの両度の風雨の被害は次の通りであった(味酒神社年代記 伊予史談会文書 市史料集 七)。

- ・概算 被害高……………高七万五、六八二 石余
- ・堤防 切れ口……………長一万二、三八一 間

- ・井関 落ち……………一、六二四 個所
- ・石垣 崩れ……………五五 個所
- ・道 痛み……………七、〇七八 間
- ・籐 流れ……………五二〇
- ・用水槽流れ……………五四
- ・橋 流れ……………七 個所
- ・山 崩れ……………二五三 個所
- ・民家 潰れ……………六四八 軒
- ・堂 潰れ……………七 個所
- ・鳥居 痛み……………三 個所
- ・風倒・風折れ木……………一万四、三三三 本
- ・人馬 怪我なし

俟約令

享保七(一七三二)年の大洪水・同九年の干魃・同十四年の暴風雨と災害が連続したことにより、松山藩の年貢収入は大幅に減少した。松山藩と松山新田藩を合計した年貢収入は、享保一三年には一四万四、一〇〇石あったが、享保一四年には七万九、二七三石に激減している。前年と比べるとわずかに五五%にすぎない。これ以後、同一五年は一四万二六一石、同一六年は一三万九、〇九〇石となっているから、いかに享保一四年の暴風雨による打撃が大きかったかがわかる(虫付損毛留書)。

松山藩では享保六・七年の減収を機会に、家臣の家禄を割り引いて支給することにした。割引率は一五%で、享保一〇年までこの水準が継続された。この割引率が享保一一年から突然四五%になる。これは凶作のみが原因ではなくて、主たる原因は幕府の公役引き受けであると考えられる。すなわち、享保一二年に、松山新田藩主松平定章が駿府御番を命じられ、松山藩が足軽・中間六〇人を出したことや、同年八月の八代將軍吉宗の日光社参に際して、二、七三九人の警備要員を派遣したことが、財政に重くのしかかった。日光社参警備に派遣した人数は当時の松山藩の七割以上が動員されたことになる。藩士の正確な人数は数字は不明であるが、一般に大名の抱えている家臣の数は、軍役規定などを参考にすれば一万石について二五〇〜二七〇人であるから、松山藩の場合三、七〇〇〜四、〇〇〇人程度であったと考えられる。「松山役録」などから推定しても、約四、〇〇〇人程度

七 享保の大飢饉

表2-7-1 知行・扶持米割引一覧

知行・扶持米・切米	享保11年	享保14年	享保14年寺社領	享保16年
知行200石以上	5割	6割	6割	3割
知行190～150石	4割8歩	5割7歩6厘		3割
知行140～100石	4割5歩	5割4歩	5割4歩	3割
扶助米取・隠居料100俵以上	知行に準ず	知行に準ず		知行に準ず
扶助米取・隠居料90～60俵	4割	4割8歩		2割4歩
扶助米取・隠居料50俵以下	3割5歩	4割2歩	4割2歩	2割1歩
25人扶持以上	知行に準ず	知行に準ず	知行に準ず	知行に準ず
20～15人扶持	4割	4割8歩	4割8歩	2割4歩
14～10人扶持	3割5歩	4割2歩	4割2歩	2割1歩
9～5人扶持	2割5歩	3割	3割	1割5歩
切米26石以上	4割	4割8歩		2割4歩
切米25～20石	3割5歩	4割2歩		2割1歩
切米19～13石	3割	3割6歩		1割8歩
切米12～8石	2割7歩	3割2歩4厘	3割2歩4厘	1割6歩2厘
15人格以上切米7.5石～4石	2割5歩	3割		1割5歩
享保11年2割5歩引に該当する者（享保14年は3割引、享保16年は1割5歩引） 持筒33人組・同類格、塚持筒、横目、手付、下目付、足軽格大普請手代、大普請手代、山手代、竹手代、郷普請手代、無役足軽、両御門足軽、御留守居足軽、松山三津同身				
享保11年1割5歩引に該当する者（享保14年は1割8歩引、享保16年は引米なし） 足軽御旗之者、餌差・中間、東野中間、新組中間、小普請之者、三津足軽、三津水主				
享保11年2割引に該当する者（享保14年は2割4歩引、享保16年は1割2歩引） 手子、小使、台所中間、犬牽・厩下男、掃除之者、牢番				
特例が適用される者（割引率が半減される者） 常江戸京大坂詰めの者				

「松山藩法令集」により作成

となる。日光社参警備があらかじめ通達されたものだから、それに対応するため支給率の割引を行ったのである。

このころの松山藩の財政状態は相当に悪化していたようで、享保一一年一月一日に大小姓以上の諸頭しよがしらに対して家禄の割引を通知するとともに、翌年にはさらに割引率が上昇するという内示を与えている。これは藩の正式の通達ではないとしながらも、確実な情報であり、覚悟を決めておくように組内に通告せよと念を押している。このような準備工作を行った後、同月一五日に家禄割引の正式通達が行われた。なお、割引は五年間継続すること、割引率が上昇することがあわせて通告された。ただし、参勤交代で江戸勤務になる者については家禄の割引をやめて、これまでに割引された部分の二年分が支給されることになった。もともと国元に帰る者については帰国する年から割引対象とされている。

松山藩では財政の逼迫のため、支出をあらゆる方面から切り詰めたが、支出が収入を上回り、大坂商人などからの借金が次第に増加した。藩の支出を削減することはもちろん、藩士の生活についても儉約を要求した。享保八年ころは軍役の人数を減少させて対応したり、嫡子の登城を延期させるなどの記事が見えるだけである。享保九年には町人に対して、米穀値段より諸物が割高だから値下げするようにと協力を求めている。また、同年七月七日には幕府が出した儉約令を松山藩でもそれに準じて実施することにして、諸頭を呼び出して伝達した。その概略は次のようである。①音信贈答嫁取りに関する儉約 ②婦人の衣服は規定の値段を町中に通達 ③新規塗物の制限 ④夜具布団などの制限 ⑤婚行列乗物などの制限 ⑥祝儀の饗応の制限 ⑦婚姻祝儀の制限

この儉約は藩主が率先する内容となっており、家臣の儉約についてはまだまだ細部にまで立ち入ったものとはなっていない。これが享保一六年二月の通達になると、①衣服諸道具は有り合わせを使用すること ②家来の衣

服は見苦しくてもよい、使用できれば可 ③家作は緊急以外は不可 ④贈答はこれまでの半分とせよ ⑤家督嫁取りの振る舞いの軽減 など、具体的に儉約が明示されている。

麦の凶作

享保一七(三三)年は、西日本を中心に大凶作に襲われ、一万二千人以上が餓死した、いわゆる享保の大飢饉が起こった年である。伊勢・近江以西の西国一帯を襲った虫害に起因するものとされており、特に被害が大きかったのは伊予を含む南海道で、西海・山陽・山陰にも被害が広がった。損毛が石高の五割以上であると報告した藩は四六にのぼった。これらの諸藩の平年の収穫高は合計して二三百石余であったが、享保一七年は六二万八、〇〇〇石余に過ぎなかった(日本災異志)。幕府は救済のために金三四万兩余と銀一三七貫余、また米四三万石余を放出している。この大飢饉は翌年が豊作であったことと二毛作地帯である西国を中心に起こったために復興が早かった。しかし、これが当時の社会に与えた影響は甚大なものがあり、藩によっては減少した人口が江戸時代の末期になるまで大飢饉以前の水準に回復しないところもあつた。松山藩はその代表例であり、餓死者の最も多かった藩である。それでは、なぜ餓死者が極端に多かつたかという点、二毛作地帯のうち、海岸部の水はけのあまり良くない地域で長雨のために麦が凶作となり、藩の救済が間に合わなかつたからである。特に伊予郡筒井村(現松前町)などでは義農作兵衛をはじめ多数の村人が倒れた。

享保一七年五月二十六日、松山城御用米一万石のうち三、〇〇〇石が幕府の命令により、宗対馬守に支出されることになり七月に執行された。このことが飢饉救済の遅れに結びつくのであるが、この時点では、まだそれほど切実な問題であるとの認識はなかつたようである。さて、「西岡家記」によれば、この年閏五月長雨のため領内各地で河川が氾濫しはじめたため、郡役人などが定められた水防場所に向いたとある。同月一〇日より久米郡和泉村では村内を流れる石手川や小野川の増水によって交通が途絶し、温泉郡畑寺村では池の堤防が切れて大きな

被害が出た。この長雨は春以来続いたもので、麦作は赤かび病の異常発生のため甚大な被害を受け、麦を主食としていた農民にとって、非常に厳しい状況となった。

和気郡堀江村は、村高八三二石余で田畑合計九〇町余、税率は六ツ六分の松山藩では比較的大きい村である。庶民の旅は堀江港が利用され、村人が保有する船も二九艘と多い。同村における麦の生産は元禄一五(三三)年を基準(一、三六八俵)とすれば、享保年間には凶作の連続であるといつても過言でなく、享保元(七三)年は七六一俵、同二年八三一俵、同三年七二二俵、同四年八二五俵、同五年六一〇俵である(堀江村記録 市史料集 五)。こうした麦の連続する不作は農民の再生産能力を著しく減退させることになった。麦の不作の原因の一つは赤かび病であり、次年度の種子として使えない不良品が続出したことによる。

麦の収穫に関する記録は数少ない。わずかに残存する史料によれば、正徳三(七三)・享保一七(七三)・寛保元

七 享保の大飢饉

表2-7-2 和気郡拝借麦(寛保元年) 単位(俵、斗)

村名	借用麦	村名	借用麦	村名	借用麦
祝谷	12.2	谷	9.1	高木	8.3
下伊台	13.1	吉藤	17.1	馬木	17.1
上伊台	4.0	姫原	7.1	和気浜	12.0
大栗	5.3	山越	26.2	太山寺	23.2
権現	8.2	久万	15.1	新浜	5.3
福角	20.0	長戸	29.2	古三津	26.2
堀江	19.3	志津川	11.0		
平田	11.2	安城寺	25.0	総合計	330.0

「和気郡西歳より覚帳」により作成

表2-7-3 和気郡麦作付畝数(寛保元年) 単位(町、反)

村名	作付畝	村名	作付畝	村名	作付畝
祝谷	20.4	谷	10.1	高木	9.5
下伊台	19.8	吉藤	28.1	馬木	22.1
上伊台	8.2	姫原	9.0	和気浜	22.0
大栗	9.6	山越	34.0	太山寺	32.2
権現	16.7	久万	27.7	新浜	16.3
福角	36.9	長戸	32.3	古三津	72.2
堀江	30.7	志津川	8.7		
平田	10.3	安城寺	32.0	総合計	508.8

「和気郡西歳より覚帳」により作成

注：長戸村は東長戸と西長戸の合計である。

(一七四二)・同三年に凶作が見られる。門屋家文書のうち「上使答書郡方覚書」という巡見使への答弁を記載したものがあつた。藩が巡見使にこのように答えるようにと提示したものであるが、その中に「作食麦御借之事」という項目がある。作食麦とは、毎年春になると村々から必要な数量を届け出て、藩から貸し出し百姓の食料とするものである。利息は翌年の夏に一割を支払うというものであつたが、享保一七年については借用した麦・銀・米などすべて帳消しとし、領内の虫損が甚しかったことを理由としている。その後は毎年米一万二、〇〇〇俵を代官に渡して救済すべき村々へ配分していることあり、支給する際には麦または米で渡すことにしている。

和気郡では、寛保元年三三〇俵の大麦を借用した。大庄屋須賀孫兵衛・松本次郎右衛門、改庄屋馬木村与兵衛・堀江村甚介の連名で借用している。この借用麦は前年度からそのまま引き継いだものであり、救済というよりも一割の利息が藩財政を潤す仕組みになつていた。

長雨につづく

干天とウンカ

「西岡家記」には雨が激しいため、藩主の参勤交代が延期された(閏五月一日を同一三日に変更)と記されている。長雨は六月上旬まで続き、冷たい夏となつた。ところが六月中旬から七月中旬にかけては照り続いたため、各地で水不足を訴える声もでた。松山藩に隣接する今治藩では、藩主松平定郷が七月一九日に日吉村(現今治市)の青木神社で雨乞い祈禱を実施させている。残暑の異様な厳しさで照り続きは、麦の凶作で食料不足に追い込まれていた農民にとつて過ごしにくい毎日であつたらう。そのような農民をさらに追いつめる出来事がおこつた。ウンカの異常発生である。害虫の名称は古い記録によると、ウンカ・うんか・浮塵子・雲蚊・雲霞など統一されていない。ウンカは非常に種類が多いので、松山藩領を収獲皆無にしたウンカの種類を特定することはできない。ウンカの異常発生については、和気郡堀江村の庄屋記録が六月一五日付で記載しており(門屋家文書 市史料集 五)、「西岡家記」では七月一日、稲虫の被害が激し

いので、道後八幡宮で祈禱を行ったとあり、これ以後諸郡の神社でも毎夜太鼓かねで虫送りを実施したと記している。ただ「西岡家記」の同月九日の記事には、ウンカの異常発生の原因を春以来の長雨として、まだ虫のついていない田を干すようにとの指令が藩から出たと記している。同じ七月の上旬から中旬のことであるのに、今治では降雨を願い、松山では水を制限するなど対応に食い違いのあることがわかる。松山藩では稲の凶作が予想されることから、菜・大根・蕎麦などを植えて食料を確保するよう呼びかけた(西岡家記)。七月中旬になると領内の稲が全滅になるとの観測が強まり、幕府へ報告書を提出することになった。七月一四日に松山を出発した勘定奉行木戸仙右衛門と勘定中谷孫八は同二九日に注進を終えた(虫付損毛留書 増田家記)。この年、松山藩主は参勤年に当たつていたので、国元からの報告書は江戸藩邸で正式の書類に作り直されて幕府に提出されたため、国元出発と報告との間にかんりのずれが生じている。藩主が国元にいた大洲藩の場合は使者が国元を出発してから、老中に報告するまでの日数は九日である。

「古三津村庄屋御用日記」によれば、七月八日に代官所に被害状況を報告したとあるが、その内容は村内の本田の半分は壊滅、少々の青味はあるが収獲は皆無と見られる所が四割となつていて、この段階ですでに九割の被害となつていて、これ以後の被害状況は資料上では発見できないが、残りの一割も全滅したのであろう。藩の調査は一四日和気郡、同一五日風早郡と出穂時期に実施され、壊滅的被害は一日一日と現実的数字をもって財政担当者を悩ませ、農民は生命の維持に苦しむようになってきた。

壊滅した海岸部の村に対して、高地にあつた村では虫害の進行がやや遅かつた模様である。浮穴郡窪野村では一四日段階では出穂は極端に悪いが青味は半分以上の田に残つていて報告している。その後の報告では、虫害が進行して二二日には五割の損毛とあり、それ以後も被害が進行していると届けている。窪野村では享保一

六年に年貢として四二四石四斗（一、〇六一俵）余を納入した。享保一七年の総収穫高は粃の段階で二二一俵、種子粃として七五俵を除外して、残り四六俵を摺ってみたところ一二俵の白米を得たに過ぎなかった（明神佐五右衛門御用日記）。

松山藩のウンカ対策は、前述した水田の水抜き（出穂時期に当たるので結果が悪くなることも承知の上で指示している）、鯨の油を利用して防除することなどが行われたようである。風早郡代官所の日記である「一番日記呼出」に、鯨油を水田に流せば、虫の防除ができることを他領で見聞した。また夜分虫の近くでたき火をすると虫を焼き殺すことができる。この二つの方法を生毛の残っている場所で行うようにと記されている。この鯨油を利用する防除法は、水田に鯨油を散布するという画期的な方法であったが、ウンカを払い落として油面で殺すというような細部にわたる指令はだされていなかったようで、ほとんど効果がなかったであろう、七月一六日の項以外では取り上げられていない。

松山藩では、幕府への損毛報告の段階で食料不足の到来を想定して他領米の購入の指示を出し、高値にならないよう値段を協定して購入するよう三津商人に通達している（相良永代録）。また、飢饉対策のために町蔵の封印を解かせて五八俵を拠出させ、藩が購入した。他領米購入については千石の購入計画を立て、八月五日には尾道經由で千俵の入荷があり、それ以後も購入が続けられた。一方酒屋が保有している米について調査をはじめ、八月上旬には三津の酒屋の蔵が検分を受けた。このころ三津からおびただしい数の古道具類が芸州・備後の商人によって積み出された。これは米の購入資金を得るための手段ではなかったろうか。しかし、米価の高騰は続き社会不安が募った。今治藩が領内の富豪を召集して米一、五〇〇石に相当する御用銀の拠出を要請したのは八月三日のことであった（今治拾遺）。

このころ幕府は、享保一二年から同一六年にかけての年貢の収納状況を提出するように命じた。諸藩の損害を正確に掌握して救済の基準策定の材料にするためであったろう。そのため藩から報告された年貢徴収状況はある程度の作為があった可能性もあるが、松山藩の場合、享保一二年から同一六年にかけての年貢収納を列挙すると一三万三、六八五石余・一三万五、〇〇〇石余・七万四、三一八石余・一三万一、五〇〇石余・一三万四〇〇石余となっており、享保一四年の不作を除くと、ほぼ一三万石の年貢収入があったことになる。これは一五万石の表高に対して八〇％を超える高率の年貢である。二毛作が進んでいくことや小規模な新田・新畑が開発されていたにしてもかなり負担が重かったことを示している。表高に対する平均負担率は、西条藩約三九％、小松藩約四二％、今治藩約四五％、大洲藩約六三％、吉田藩約四九％、宇和島藩約三〇％であるから、松山藩が突出していることは明らかであろう。

人数扶持

「遠山日記」や「増田家記」によれば、享保一七年七月二〇日、松山藩庁は諸頭を出頭させ、非常事態であるからとして、人数扶持を申し渡した。人数扶持という

表2-7-4 伊予諸藩の年貢収納状況（享保12～17）

	享保12	享保13	享保14	享保15	享保16	5年平均	享保17	比較(%)
西条	14,178	13,310	7,172	13,277	12,843	12,156	6,078	49.8
同新田	2,685	2,530	1,079	2,395	2,422	2,222	1,099	—
小松	4,501	4,362	2,703	4,273	3,987	4,165	407	9.8
今治	19,273	19,241	7,989	18,947	16,178	16,326	2,660	16.4
同新田	2,391	2,393	1,130	2,258	2,133	2,061	363	—
松山	133,685	135,000	74,318	131,500	130,400	120,980	0	0
松山新田	8,900	9,100	4,955	8,761	8,690	8,081	0	—
大洲	38,906	38,978	32,621	38,986	38,419	37,582	1,312	34.9
大吉	14,089	15,841	13,347	14,269	15,266	14,562	3,711	22.5
宇和島	29,389	31,415	24,874	31,258	30,537	29,495	3,074	10.4
同新田	118	126	100	125	122	118	12	—
	268,115	272,296	170,288	266,049	260,997	247,748	18,716	7.6

「虫付損毛留書」により作成（石以下切り捨て）

表2-7-5 人数扶持細目

職名・石高 (例外の場合は個人名を記す)	最大家来人数
津川右近 (500石 大寄合組頭)	15人
家老・大名分 1,000~1,900石 2,000~3,000石	25人 30人
中老	10人迄
番頭、奉行、用人 同上 600石以上	8人 10人迄
奏者番 同上 400石以上	4人 5人迄
町奉行、無役組頭、大小姓頭、大目付、寄合大小姓頭、進物番頭、中奥筆頭 同上 400石以上	4人 5人迄
旗奉行、鎧奉行、近習格共、大賄、郡奉行、勘定奉行、留守居足輕頭、留守居番頭、末寄合頭、三津町奉行、三津元締、者頭、無役足輕頭、持筒頭、豚持筒頭、歩行頭、老歩行頭、船奉行、両門番頭、使番番頭、十五人頭、大普請奉行、書簡、寺社改、代官、米積奉行、中書院医師、横目 同上 300石以上	3人 4人迄
儒者、馬廻、小姓、中奥遠山求馬、横目支配知行取、金賄、膳番、小普請奉行、大小姓番目付、大書院医師 (部屋住之分家来なし) 同上 300~390石 同上 400~450石 同上 460~500石	2人 3人迄 4人迄 5人迄
留守居番、寄合大小姓、進物番、大小姓格共 (部屋住之分家来なし)	1人
注 これらはいずれも上限である。減少させるのは勝手であり、これまで家来を抱えていない者は今後召し抱えるには及ばない。三歳以下は記録しなくてよい。同居の親類は人数に数えない。	
末寄合より十五人格まで 当人夫婦は1人扶持、両親と子供は半扶持、3歳以下はなし	
持筒足輕類格まで人数は無関係	2人扶持
中間類は人数は無関係	1人半扶持
馬の飼料は大豆1か月3斗、葛葉1か年200貫目、但し馬扶持米は廃止	

享保17年7月20日通達「松山藩法令集」により作成

のは、松山藩の場合一人一日五合の米を支給するということになる。一年で一・八石余になるから最低の俸給をもらっていた者たちにとっては以前とほとんど変化がないからあまり打撃にならないが、知行取の武士にとっては相当大きな痛手であった。

大身の家老 (例えば三、〇〇〇石) の場合、自分の家族の分に加えて、家来三〇人を扶養する扶持は保証されたが、家来の分は五四石にすぎない。知行一〇〇石級の馬廻であれば、家来は二人までであるから、三・六石が加わるのみである。これでは支出を極限まで切り詰める生活が困難であったろう。もともと武士で餓死したという報告はどこにもない。最低限の生活を保障するために藩も精一杯の努力はしたのである。その一つの現れとして同年九月二四日、月番より「十月から雑用として、毎月銀札を支給する」と通達があった。その支給割合は別表の通りであるが、馬廻 (二〇〇石程度) が受け取った銀札三〇目は米二俵 (同年末の藩公定相場では銀札四〇目であった) を購入するには少し足りなかった。世間の米相場は急速に上昇しているし、米・雑穀以外の価格も急激に上昇していたから、生活は日増しに苦しさを増していったことであろう。

さて、この人数扶持は一年限りの措置であったが、農村が復興するまで家臣は不自由を余儀なくされた。すなわち、享保一八年は六割引、同一九年から元文元 (三三) 年までは五割引、元文二年暮から翌三年一〇月まで再び人数扶持があり、元文三年暮れからやっと二割引となる。もともとそれ以後も三〜五割の割引が続き、知行の借上が定着することになり、家禄全額を支給されることはなかった。

ところで町人が何人餓死したという正式な統計は残っていないが、平常時の食料を麦に頼っていた農民が甚大な被害を受けて餓死したのである。城下町をめざして飢え人が続々と入り込んできたのは、藩庁に願い出て救済を受けようとしたのか、城下町ならば生きていく方策が見つかるかと考えたのか、どちらにせよ人口の多い所では

表2-7-6 人数扶持実施時の雑用銀渡し方

支給基準	知行高または職名
200匁	2,000石～3,000石
150匁	1,000石～1,900石
80匁	500石～ 990石
50匁	300石～ 490石
40匁	200石～ 290石
30匁	100石～ 190石、医師、馬廻、扶助米・扶持方取共
20匁	小姓・中興扶持米切米扶持方取共
18匁	大小姓番目付、御留守居番、寄合大小姓、進物番、大小姓并同格扶助米切米扶持方取共
15匁	未寄合より同格まで
14匁	勘定より大船頭まで同格共
12匁	次小姓より郡奉行手付まで同格共
10匁	郡手代より小船頭まで同格共
9匁	下横目、持筒、足軽類小頭
8匁	持筒、足軽類
6匁	中間類肝煎共
半減	江戸御供ならびに在番の面々留守渡方（留守宅）
30匁	扶加米切米扶持方取の頭分は百石に準じる
17匁	扶助米切米扶持方取の隠居及び与力
秋山甚助、城木五兵衛の手形と頭裏印を受けて、札幌において受け取る。知行取は1日より3日まで、切米取は4日より7日。	

月番通達・勘定所通達「松山藩法令集」により作成

何らかの収入が期待できるものである。「西岡家記」には、享保一十七年七月一六日、「郷方の者共町方へ追々夥敷袖乞（乞食）に罷出」たため、「町中しとみを打（戸をしめること）」、奉行手付・郡奉行手付・諸郡月番などが諸郡を巡視し、目付・手代・町同心が乞食の取り締まりに当たったと記されている。これ以後、乞食大勢が大挙して町に現れることはなくなった。また、これら袖乞いの者は被害の大きかった伊予郡出身者が多かったとされる。

大飢饉の惨状

松山藩が享保一十七年に受け取った年貢は悪米一、四五〇石であり、これは夫食米として百姓に還元したから、藩庫には全く年貢米が納入されなかった（虫付損毛留書）。幕府は九月二八日に諸大名が江戸城に登城したとき、被害を受けた地域の大名に対して資金

を貸与する旨を申し渡した。国元に大名がいる場合は在府の家に申し渡した。松山藩は藩主在府中であつたら定英が直接指示を受けた。松山藩の場合は一月九日に江戸で一万二、〇〇〇両を受け取っている。

さて、飢饉の状況であるが「味酒社日記」に、七月ころからの米・雑穀の値上がりを記録している。それによれば二俵について、七月初旬の米は一六〇目（藩の公定価格は銀四〇匁）、白麦・小麦は一二五匁、荒麦は一〇〇目、大豆は一〇九匁（匁と目を混用しているが、銀札の匁数である）となっている。これが同月末になると米は二八〇目に値上がりし、その直後には三六〇目に急騰したとある。一月初旬には七五〇目を越えている。町方では貧乏な者は食料を買うこともできず、農村では主食の麦を失った（凶作のため）百姓が飢えに苦しんでいた。すでに藩では、村方の惨状を知って救済に乗り出していた。八月二日、藩は銀札一匁について米五合の割合で販売することに決定した。米二俵で二六〇目の水準であり、七月初旬と同じ値段であるからかなりの廉売である。藩が放出した米は伊予・和氣郡へ各三〇俵、浮穴・久米郡へ各二〇俵であつた（西岡家記）。当時、城下町では周辺の農村から多数の乞食が流入しており、飢えの度合いがかなり進んでいたのを知ることができる。藩は廉売に続いて極度に困窮している飢え人を救済するため御救米・麦の支給を始めた。和氣郡三津浜村の場合、救済は九月三日から享保一八年四月四日まで続いた。支給されたものは、最初大麦・米が中心であつたが、次第に米が減少して大麦・小麦・大豆・稗・蕎麦となり、小麦粕・糠・醬油の実（醬油の絞り粕）・漆の実・いもの茎・ひじき・神馬草などが米のかわりに主食として支給されるようになった。三津浜村が受け取る予定であつた救助米（すべを米に換算して）は総額一七〇石三斗余で、これで最大二、四一人の飢え人を救うことになつていった。救助米のうち幕府の回米は帳簿上では一一八石を占めていたが、実際には諸般の事情で不足することが多く、三津浜村が実際に受け取った米の総額は一五八石六斗余であつた（古三津村庄屋御用日記 市史料集 六）。松山藩が幕

七 享保の大飢饉

表2-7-8 伊予諸藩の損毛報告（享保17年）

報告日	報告藩名	被害状況
7.17	大洲藩、	降雨続き、稲に虫付損毛日毎に増大（7.26提出）
7.17	新谷藩、	同上（7.26提出）原典には7.27とあるが、大洲と同時に出したから誤記であろう
7.26	吉田藩、	皆無の村数十箇所と報告（8.7提出）
7.28	小松藩、	周布・新居郡虫付（7.28提出）
7.29	松山藩、	夏より虫付、立毛皆無の公算（7.29提出）
7.29	今治藩、	越智・宇摩郡、7月初より虫付（7.29提出）
8.5	松山藩、	再び立毛皆無と報告（8.5提出）松山藩預かりの幕府領については8.3被害大と報告
8.7	宇和島藩、	虫付損毛のため残りは2～3分と報告（8.7提出）
9.4	西条藩、	7月の損毛23,854石と報告（9.4提出）
9.14	小松藩、	周敷・新居郡のうち1万石損毛（9.14提出）小松藩の石高は1万石
9.24	新谷藩、	皆損と報告（9.24提出）
10.1	松山新田藩、	皆無と報告（10.5提出）
11.9	今治藩、	越智・宇摩郡皆無、18,643石損毛、3,023石収納と報告（11.9提出）
11.12	吉田藩、	損毛25,232石（現米11,332）、風雨損毛2,282石（現米797）と報告（11.12提出）
11.16	宇和島藩、	夏水損、秋虫付損毛91,057石余と報告（11.19提出）

「虫付損毛留書」により作成

表2-7-9 幕府による救済と伊予諸藩（享保17～18年）

月 日	幕府の救済と伊予諸藩への配分状況
10.28	大坂城囲米のうち39,659石余を救助米として回送、伊予へは12,019石余
11.7	大坂より積み出し10,740石余のうち、伊予へ9,390石余 伊予への回米計画、西条1,500 今治4,000 松山15,000 小松500 大洲7,300 新谷1,200 合計29,500石（宇和島・吉田については不明）
11	大坂より積み出し4,300石余のうち、伊予へ740石余
12.6	大坂より積み出し10,255石余のうち、伊予へ1,000石
12.1	大坂より積み出し2,500石余のうち、伊予へ1,500石
12.1	大坂より積み出し24,000石余のうち、伊予へ4,000石
享保18	
1.1	大坂より積み出し5,745石余のうち、伊予へ5,000石
1.1	大坂より積み出し16,383石余のうち、伊予へ5,692石余
1.1	大坂より積み出し13,149石余のうち、伊予へ1,350石余 伊予への回米実績、西条2,967 今治4,779 松山15,000 吉田467 大洲8,235 宇和島623 伊予諸藩回米希望、西条4,000 今治6,500 松山25,000 吉田1,500 大洲 10,300 宇和島2,000
2.1	大坂より積み出し9,390石余のうち、伊予へ420石余
2.1	大坂より積み出し30,676石余のうち、伊予へ1,587石余 内、宇和島1,516 吉田1,137は2月で渡し済

「虫付損毛留書」により作成

表2-7-7 松山藩の飢饉被害状況報告

月 日	被害状況
(享保17年)	
7.29	松山藩、夏より虫付き、立毛皆無と見える旨報告
8.5	松山藩、再び立毛皆無と報告
10.5	松山新田藩も立毛皆無と報告
11.19	松山藩、餓死男2,213 女1,276 馬1,403 牛1,694と報告（この月の幕府回米15,000石）
12.1	松山領の飢え人94,783 餓死人5,705 斃死牛馬2,233（牛馬の統計は混乱あり不正確）

「虫付損毛留書」により作成

府に飢え人の状況を報告したのは享保一七年一月であり、六万四、一一五人が苦しんでいると届け出た。松山藩の惨状は幕府にも伝わり、伊予が重点救済地域となったようである。大坂より積み出される救済米の着地が伊予に集中するのは一二月から翌年一月にかけてである。

幕府は大坂城代に救済の指揮をとらせ、各地の回米や軍用に貯蔵している城詰米を救済に用いることとし、伊予に向けて享保一七年九月二三日から翌年の二月一六日までの間に三万九、五四九石余が送り出され、松山城に貯蔵してあった幕府の城詰米七、〇〇〇石のうち六、三〇〇石が救済に当てられた。これらのうち松山藩の受け取った米は二万一、四八八石余で伊予全体の約四七％に当たる。飢え人が最大人数に達した享保一七年一二月七日には九万四、七八三人が助けを求め、それまでの累計で五、七〇五人が餓死し、牛馬も三、〇九七頭が斃死している。

飢え人救済の状況

松山藩の餓死人がおびただしい数字になっていることは、一二月一三日に老中に報告された。同一二月二九日、目付山内與右衛門と徒士杉山弥一左衛門が江戸藩邸から派遣され諸郡の被害状況を視察して江戸に帰った。諸郡の代官・手代も翌年元旦より村々を回り、一軒毎に様子を調査した。三日には家老の久松庄右衛門・奉行稲川八右衛門・郡奉行園田藤太夫らが道前・道後の諸郡を巡回したが、その時の巡

回心得が「西岡家記」に記されている。その概要は、御救米割合をもって飢え人一同に支給するように、また大痛・中痛の程度について間違いないか調査すること。着物がなければ、または着物があっても薄物のため、寒気に耐えられないものは、その者の名前を記録して村方見分の帳簿と一緒に、その日のうちに郡奉行所に提出のこと。見分の村々で、庄屋・組頭を召しつれて回るように。ただし一軒ごとに調査して、飢え人に与えるべき一日の公定分量に相違があれば、郡奉行へ話をすること、であった。

村々を巡回した藩の役人については一部の人名が判明している。温泉郡は大名分津川右近、和氣郡は中老吉用（岡か）十郎右衛門、浮穴郡は中老遠山権左衛門、風早郡は番頭奥平次郎大夫、久米郡は高内又七、伊予郡は稲川八右衛門であった。その他の郡については正確な名前が判明しない。藩役人の巡回の後、江戸留守居役荒川猶右衛門が松山に派遣され、諸郡の様子を調査して江戸に戻った。これらの結果を総合して村々に対する課税の減免措置が検討され、一月二三日発表された。久米郡の場合、平均して八・九%の割引となった。なお、不作の者については実態調査をする旨も併せて通達された。農民の再生産意欲を刺激するためにこれまでの年貢については引き捨てにするという処置も触れ出された。

松山藩は総力をあげて救助活動が続けた。翌一八年正月四日には諸郡に対し、合計塩七〇俵を支給した。これは各地の御救小屋で炊いていた粥に入れるためのものであった。久米郡の場合三俵が配分された。

この時、味噌四、〇〇〇貫と林山の木が下げ渡された。続いて同月一〇・一一日には塩が二二三俵とあらめ六〇一貫五〇〇目が追加された。月末の二六日になると道後五郡（伊予・和氣・温泉・浮穴・久米）へそれぞれ、神馬藻まんだわら三〇〇貫、ひじき一二貫、ひえ一〇俵、小麦粕七石、芋のくき二八貫目、醬油の実・糠・漆の実が支給された。幕府も松山藩の窮状を重く見て、松山城に貯蔵している幕府の城詰米七、〇〇〇石のうち六、三〇〇石を

松山藩に回すことを決定し、二月初旬からの諸国への回米に加えて松山藩に配分することにした。こうした幕府・藩の救済措置が実ったのか飢え人は享保一八年三月には、同一七年一二月の九万四、七八三人から二万九、二一〇人減少して、六万五、五七三人となった。また二月から三月にかけて米価が急速に下落する傾向が見られ、高値のころは一台の米が銀札一匁であった（二俵で八〇〇目）が、二月末には、銀札一匁で一合五勺（二俵で銀札五〇〇目余）となった。これ以後、米は更に下落し、正銀で表示すると四月には米二俵が銀七〇目の水準にまで下がった。正銀と銀札の交換比率は本来同一でなければならぬのだが、大飢饉の際には銀札の信用が落ちて、交換比率が正銀一に対して銀札二にもなることがあったようである。「愛媛県誌稿」所収の米価一覧では、享保一七年の米価を一石当たり正銀三七六匁弱（九月から一二月ごろの水準と推定）としている。銀札の信用がかなり下落している様子が理解できよう。

供養塔

飢饉の餓死者を供養する慰霊碑や墓石は松山領内の各地に見受けられる。墓石方式のもので最もよく知られているのが松山市堀江町光明寺前に建立されている供養塔である（「南無阿弥陀仏 餓死聖霊三界万霊」碑）。隣接して立てられている享保大飢饉餓死者一五〇回忌（明治一四年）の「追遠之碑」には、堀江村でも村人八〇〇人のうち半数以上が死亡したと記している。草の根を食べ、木の皮をかじり、ついには餓死した人々である。藩が堀江の港に救援物資を運ぶというので、救いを求める人々は争って堀江港に集まり、救援の船が着くのを待ちかねて飢え死にする者も多かったであろう。光明寺門前の供養塔はこうした人々を集めて埋葬した上に建立されたものである。

松山市平田町の日蓮宗妙見寺では、享保一十九年に追悼のための供養塔を建立し、それから一〇年後に妙見大菩薩を収める堂宇を立てた。この供養塔は現存しないが、寛政九（一七九七）年・明治一四（一八八二）年に建立されたもの

松山市域の供養塔

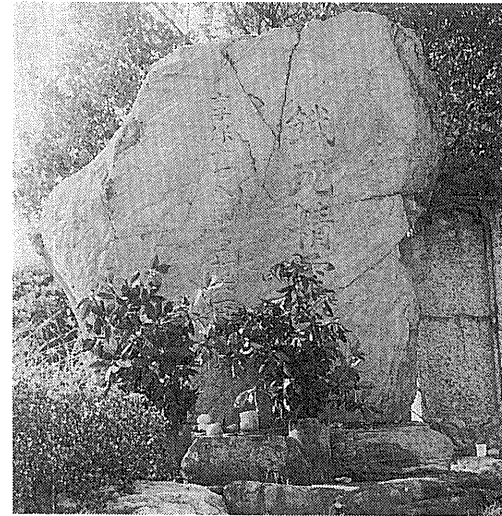


写真2-7-1 西垣生 常光寺

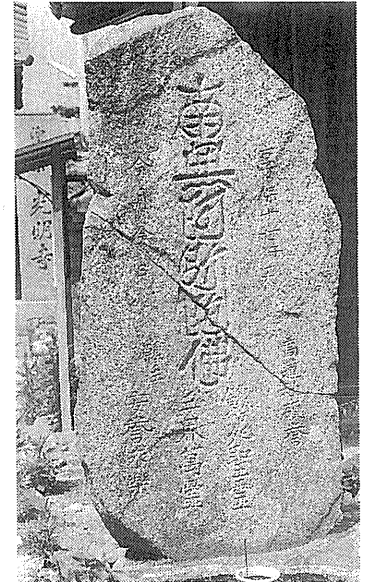


写真2-7-2 堀江 光明寺前

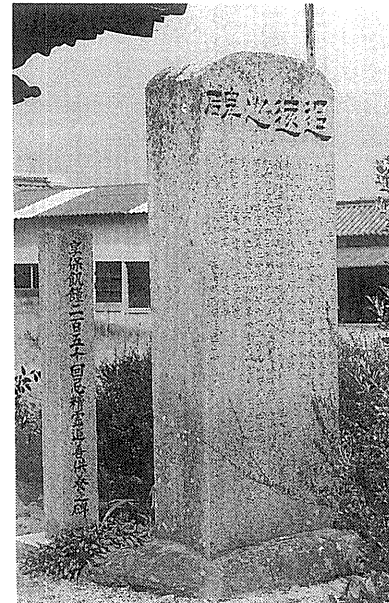


写真2-7-3 堀江 光明寺

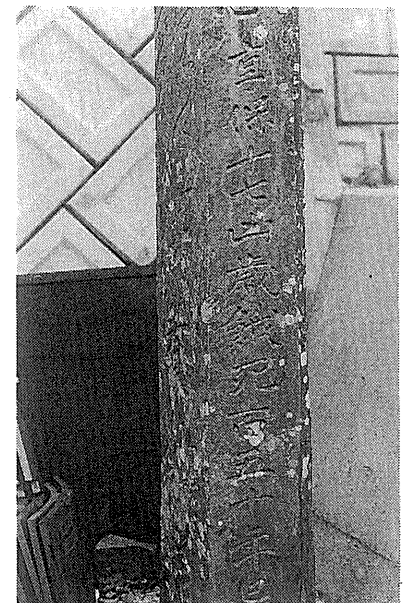


写真2-7-4 平田 妙見寺

が今日に伝えられている。明治一四年は飢饉から一五〇年目に当たるため「享保十七凶歳餓死百五十年忌」との文字が刻まれている。

松山市安城寺町の安祥寺門前の民家の傍らに六基の供養塔（一字一石供養塔）が並んでいる。享保の大飢饉から五〇年後の安永一〇（一七六〇）年、七〇年後の享和元（一八〇一）年、一〇〇年後の天保二（一八三一）年に建立され、それ以後は五〇年毎の明治一四年、昭和五年、昭和五五年に建立された。ここでは供養塔を新しくするときには、前のもよりも大きくしなければならぬという口碑があり、伝承通り新しいものほど大きくなっている。この集落では、盆行事の一つとして餓死者の供養を行うことにしている。

松山市西垣生の常光寺にも「子丑兩歳当村六百有員餓死亡霊塔・餓死精霊塔」と刻まれた供養塔がある。当時の村人の半数以上に当たる餓死者を出した厳しい現実の記念碑である。このほか市内にある供養塔としては、高井町西林寺南側に「当郷餓死万霊塔」があり、平田町妙見寺内には、享保一七凶歳餓死一五〇年忌として「南無妙法蓮華経供養妙塔」が建てられている。また南吉田町の地藏室内の碑には「為餓死菩提也」という文字が見られる。

第三章 近世後期の藩政

一 藩政と松山城

落雷による
天守閣の焼失

八代藩主定静さだきよは安永七(一七九〇)年から体調をくずしていた。同年五月二五日、江戸城へ登城する際に杖を用いても良いかと出願して許可されている。まだ五〇歳であるから、老衰による歩行困難ではない。翌八年は参勤交代で国元に帰国する年であったが、痔疾のため出発を延期したいと届け出ていたが、七月一二日、定国を跡目に出願して、同月一四日逝去した。後継者の定国は田安宗武の二男であったが、明和五(一七六六)年に幕府の命令で定静の養子に定められていた。

定国の時代は藩士にとって最も経済的に安定していた時期であろう。俸禄の七割渡しが二二年間継続したからである。定静の時代が人数扶持から始まり、五割渡し、人数扶持、六割渡しと困窮の連続であったのに比べると文句なしに過ごしやすい時代であった。定国は就封早々の安永九年一月に、七割渡しを七月より始めると布達した。また、これに加えて百石について銭札一貫目を二〇年賦で貸し付けると通達した。更に年末には武器修理料という名目で百石について米一〇俵を支給すると発表した。これらの措置は定静の遺言を奉行兼大目付の遠山新吾が実施したものである。定静時代は厳しい儉約の連続であった。藩財政の再建を担当したのは遠山新吾とこれを後援した家老の遠山三郎左衛門景暁あきあき(病死して後は竹内久右衛門敦信)と奉行山本権兵衛(藩財政再建を見ないで病没)であり、財政が再建されたのでこうした措置をとることができたのである。改革を担当した遠山新吾

は「本藩譜」によれば、二本榎の奥平十郎左衛門の二男であったが、遠山家に養子に出され一六〇石の知行取りとなった人物である。なお財政再建が終了した時、藩はその労苦に報いるため知行を四〇〇石とした。遠山新吾は儒学者浅山勿齋と正面から対決して、勿齋の急進改革案を阻止したことも知られる人物である。天明三(一七三三)年八月、洪水で伊予郡下高柳の土手が一〇〇間にわたって崩れた。災害の幕開けのきざしが見られる。この年は浅間山が大噴火を起こし、東日本は冷害のため大凶作に見舞われている。

同四(一七三四年)一月一日の真夜中、松山城本壇(天守閣)に雷が落ちて、天守閣の主な建物が焼けてしまった。火災は朝方になってようやく鎮火したが、この火災のとき近くにあった煙硝蔵に火が移るおそれがあったので、藩庁では藩士を煙硝蔵に上らせて火を防がせようとした。これを見た藩士の小出権之丞は「人こそ国中の宝である」といい、煙硝蔵の屋根に上っていた人々を退去させたという。天守閣に保管されていた重要書類も無事搬出され、当時病臥中であった藩主定国も、法龍寺に避難して無事であった。天守閣などの焼失については、目付荒井又五郎と徒行目付大野茂左衛門が幕府へ報告の使者として派遣された。

天明落雷時 被害の範囲

さきの天明の落雷に因る城郭の被害範囲については、建物名を明記したものがない。この当時から防衛秘守義務は徹底していたものであろう。

本壇に関する被害を示す史料としては、「松山城本壇石垣修理計画図」(市史料集 第一三巻付図V、近藤・豊島家文書)がある。この図に日付はないが、これは天明落雷火災時の受熱により損傷した本壇外周の石垣の修理計画を图示したもので、本壇の南半分が大きく被害を受けており、それら石垣の積み替えが指示されている。これによって当日は強い北風が吹き、火勢は南に流されたことがうかがえる。

この古絵図と現場とを照合すると、実際にはこの図より更に広範囲の石垣が、積み替え改修されており、一致しない部分もある。しかし、二ノ門南櫓下南西出隅などは、同絵図の「角石十五ノ内四ツ残シ十一取り除ケ」の注記はその通りが現存し、残存石には火災痕も確認される。被害の範囲を示すとともに、創建時の本壇縄張りの南限を知る上でも重要な史料である。

また、この図には現天守の位置について、その一階穴蔵石積みみことは一切描かれていない。これは新しく天守基壇に兵糧貯蔵型の穴蔵を設けるよう別途計画中であったものと考えられ、その試案数葉は前記古絵図とともに保存されている。以上この古絵図からは、本壇上の建物は天守を含めほとんどが焼失したであろうことがうかがえる。

次に、本壇以外の建物については、別の状況資料から判断する以外に方法がない。『垂憲録拾遺』によると、この落雷のとき「塩硝蔵」の上に藩士が大勢上がって火を防いだとある。本城においては、本壇の天神櫓脇や本丸の井戸北側にあった弾薬庫は、いずれも「玉薬土蔵」と呼ばれており、「塩硝蔵」は尾谷門の西側(槻門北側の山林内)に三棟あった。したがってこの記事から火勢は山林にも伸びて、西の丸近くまで迫っていたものと思われる。『増田家記』に、藩主定国が病臥中であつたにもかかわらず難を法龍寺に避け、翌朝帰館したとあるのも、この火災範囲の設定によって初めて理解できる。以上を踏まえ、他の建造物につき確かめることにする。

小筒櫓(本丸上の天守の北々東にあつた櫓で、滅失時期は不明、現在も復元されていない)・良門東続櫓(昭和五九年復元)はそれぞれが臨んでいた直下の本丸石垣の裾の出隅に、また乾一ノ門(乾門外側の搦手防衛第一線の門で、滅失時期不明、現在も復元されていない)は側面の本丸石垣の裾に、いずれも花崗岩剝落(はくらく)の火災痕が見られる。これらについては、天明の落雷以外には火災の記録は見当たらないので、この落雷により失われたものであり、遂に復元されることのない建物と見られる。

紫竹門は「伊予史談会城郭文書」(後出「復興された城郭建物の概要」の項参照)に記された建物寸法と現状寸法が一致しない。したがって、この建物は天明の落雷により失われ、嘉永期に他の本壇建物と一緒に復元されたと見られる。また、その西方の乾門東続櫓(戦災焼失後昭和五七年復元)は、城を鳥瞰する古絵図には必ず二層櫓に描かれているが、幕末に残存したのは単層建物であり、これも紫竹門と同様の経過が考えられる。ただ『松山叢談』の元禄元(二六八)年六月七日の条に、「子刻、松山御本丸へ雷落る、別條無之、一云御天守西の方少し破損(本藩譜)」の記事も見られる。これとは別に、この落雷が天守・大書院に及んだとする資料もあるが、二之丸の発掘調査時に、大書院跡からは火災痕は発見されていない。

天守閣焼失後の民情

災害は連続する。天明四年閏一月七日には、河原町から出火して、足軽家と町家・百姓家を合計して一〇〇軒余を焼失した。天守閣が焼失したため、定国は直ちに幕府へ再建計画を提出して、同年六月二十九日に許可を得ることができた。この年の暮れには竹之鼻町より出火して足軽家・町家を一〇〇軒余焼失した(予松御代鑑)。翌五年二月(六年二月説もある)には藩主の菩提寺である常信寺の茶屋も焼失した(予松御代鑑)。この年は夏の干魃で一万六、〇〇〇石余の被害があった。同六年には浮穴郡久万山直瀬村の農民が徒党を組んで訴訟をおこし、奉行相田作左衛門・日下部太郎左衛門、目付白川佐々右衛門、代官長源五兵衛らが出張したが納まらず、結局家老の水野吉左衛門、目付黒田彦右衛門が乗り出してやっと解決した。同七(二七三)年には久米郡日瀬里村・来住村の農民七四人が温泉郡立花村までやってきたが、それから大洲領伊予郡南神崎村へ逃散した(予松御代鑑)。この時期の記録には飢饉関係の記事は散見される程度で、享保の大飢饉のような被害は見られなかったようである。ただ天明七年一月の米の値段が金一両で一斗五升(江戸)とあり、松山では二俵について銭札(一匁一六〇文)一九〇目であったからかなりの差が見られる(金一両は銀六〇匁)。

江戸では米屋を襲ううちこわしが頻発したという。こうした諸般の事情があったから天守閣の再建については着手が延期されたのであろう。

文政六年の水 論と関谷忠七

伊予郡西余戸村の西端に突分ヶ関がある。東余戸・西余戸村は水源を重信川の南岸にある伊予郡中川原村の這上り泉はいあがから求めていた。しかし、享保六(一七三二)年の大洪水で砂が堆積して、水が取れなくなった。享保一五(一七三〇)年に、市之坪村の傍示川の余水を取水することになった。

さらに、宝暦五(一七三〇)年の永い照りで苦しみ、その対策として市坪村尼ヶ淵泉の余水を加えた。また、文化一一(一八四四年)に新井手筋(石手川に埋樋)が完成している。この新井手筋の水利慣行として、南吉田村は、両余戸村・垣生村へ酒肴と饒を持参すれば、一か年切りで余水の貰い水が出来ることの相談が、享保一五(一七三〇)年に成立している。しかし、その後も、たびたび水論が起こっている。

宝暦九(一七三五)年六月に南吉田村と垣生村水論あり百姓総出し、さらに、宝暦一一(一七三六)年六月にも突分ヶ関にて南吉田村引水の者と口論となり、六月一日南吉田村より人数五十人程罷り越し村方「作改」と口論があった。また、宝暦一四(一七四〇)年六月一三日に南吉田村より百人程井手筋へ参り口論があり、寛政一一(一七九八)年七月一四日にも南吉田村百姓三・四人ずつ追々庄屋宅へ掛け合いなどがあり、この突分ヶ関が往古から近隣村々の紛擾かんじょうの中心地であったことがわかる。

文政六(一八三三)年の干魃についてみたい。このときの被害状況は享保一七(一七三三)年以来の凶作であったようである。『松山叢談』によると、「同六年九月一二日の干魃で莫大な御損毛これ有るに於て当十一月より来申六月まで家中人数扶持を仰出さる」(増田家記)、翌年四月一九日、当夏干魃にて左の御損毛の旨御届出(某家記)があり、一万六、二五八石余とこの年は五月ごろから干魃で植え付けが出来ず、各地で雨乞い祈願が行われている記録がある。

さて、この時の水争いについて概況は、海南新聞(昭和九年七月九日付)に「文政の水飢饉―尊む犠牲者関谷忠七―」の標題で載せられている。これが後に、菅菊太郎著『愛媛県農業史』中巻(昭和一八年)に転載されている。文政六(一八三三)年六月一〇日のことである。旱天かんが続く水がなく、松山一五万石城下は植え付けが出来ず、百姓達はただ石鎚の連峰に盛り上がる雲の峰をのぞんで青い息を吐くばかりであった。この時も伊予郡両余戸村

は水が潤沢で、既に青田になっていたが、下村の南吉田村は水がもらえず、鋤きなおされた田の面は白埃しろぼこをあけていた。この悲惨な有様に蚊帳の中に一人深い思案にふけっていた忠七は敢然として起きた。

鋤をかついで埃の立つ畦道を水のあふれている西余戸村の井堰へ向かった。無論そのときは、村の衆の加勢もあつて首尾よく井堰を切り落として目的を達した。忠七らは南吉田村に勢いよく流れて来る水をながめて村境まで引き上げた。

これを知った東・西余戸村の人達は「それ大変」とこれも鋤打ち振って押し寄せて来た。これに垣生村が加勢したので、勢いをました余戸勢は一気に吉田方へ押し寄せて、遂に鋤やこん棒を打ち振って大乱戦となった。やがて郡代官の出張となつてとりしずめられたが、この乱闘に僅か一〇名ばかりの小勢で奮闘した忠七らは、鋤を打ち込まれ、棒切れで殴られ全身数知れぬ傷を受けて、血達磨となつて打ち倒れたという。さらに、海南新聞（昭和九年七月一〇日付）は「分水功德主命―関谷忠七の滴―」の標題で、この水論の顛末てんまつを忠七翁の碑の挿画入りで書きつづっている。代官所では、この水騒動で残虐な殺傷が行われたので、嚴重な下手人の探索を進めたが、両余戸村方は多人数であつたため中々これを突きとめることが出来なかつた。そこで、代官は一案をたて、身を隠して海岸へ釣りに出た。この日は両余戸村から垣生村・南吉田村の人々を招いて酒肴をふるまい、酒の上の興から「あの時の一番槍は誰だつたんぞやの」と水を向けると、それとは知らず、ペラペラと喋つてしまつたという。

こうして事件は、お上の手でさばかれることになつたとき、寺村（松前町西古泉）の金蓮寺、垣生村の長楽寺、西余戸村の善喜寺、松山の妙円寺、針田町の瑞応寺、久保田村の安楽寺など付近の僧侶が仲裁に入った。犠牲者をださぬこと、適当に分水することなどの斡旋あつせんに努めた。一方忠七の親族達も「刻割り分水と永代大施せがき餓鬼をし

てくれれば、犠牲者は出してもらいたくない」と嘆願書をだした。その結果、事件は円満な解決をとげ、両余戸村・垣生村・南吉田村の間でも無駄な争いをしないこととして分水の規約をつくつた。それによると、新井手水割法（文政十一年八月）は余戸村五分から四分九厘に、南吉田村式分五厘から三分一厘五に、両垣生村式分五厘から壹分九厘五へ変更された（「水定ヲ記ス」関谷家文書）。

これを三〇日の割合にすると余戸村分が一日四昼夜と八時（時）二時間、南吉田村分九日昼夜と六時、両垣生村分五日昼夜と一〇時となる。その後、年を経ること一六〇余年の今日でも、これが実行されている。

この犠牲者忠七のために弘化四（一八四七）年、南吉田堂ノ元橋のもとに日下伯厳の撰文で「南吉田村忠七墓」が建てられ、また、明治四二（一九〇九）年には、「分水功德主命」としてその碑が建立され、毎年村（区）費をもつて祭典が行われている。玉垣の門柱には、

身を捨て、命おとさずばいつまでも水はせかせて



写真3-1-3 関谷忠七 墓碑及び「分水功德主命」碑

流れざらまし

とことばはにがるゝ水の源は君が血潮のしづくなりけり

と歌が刻まれている。かくて忠七は永久に水の守り神となったのである。

二 松平定通の藩政改革

定通の就封

松平定通（二八〇—三〇〇年）は、九代藩主定国の五男として、文化元（二八〇）年二月に江戸愛宕下の上屋敷で生まれ、叔父の松平定信——老中となり、寛政の大改革を断行した——から保丸の名を与えられた。のちに勝丸、さらに三郎四郎と改名した。兄の定則（一〇代藩主）が文化六（二八五）年七月に逝去したので、その跡をうけ、わずかに六歳——幕府には二三歳と届け出る——で、一代藩主に就任した。定通は幼少時代を通じて定信の撫育と指導を受けることが多かった。彼の藩政改革が、定信の幕政のそれに類似する点があるのは当然であろう。

彼の治世は、文化六（二八五）年から逝去する天保六（二八五）年までの二七年間であって、その間に文化・文政期の江戸文化の爛熟時代を経過して、封建体制の解体期といわれる天保年間の初期に及んでいる。松山藩では、この間を爽肅院時代とよんでいる。この時期がどのような時勢であったかを知ることが、定通の業績を理解するうえで重要であるから、まずその趨勢を眺めてみよう。

幕府では、徳川家斉（一七三一—一七六二）が天明七（一七六七）年に第一〇代将軍の跡を継いで第一一代将軍職につき、老中主座の松平定信による寛政の大改革（一七七〇—一七九〇）が断行された。定信はさきの徳川吉宗の享保の大改革をモデルにした肅正政策を強行したが、わずか六年にして寛政五（一七九三）年に失脚した。そこで、時勢は反動期に入り、



写真3-2-1 松平定通 肖像画（久松定武氏蔵）

世情は次第に奢侈に流れ、射利の風潮が著しくなった。

幕吏のなかには、収賄を貪るものが多くなり、幕政は腐敗した。そのために、幕府の財政は困難を極め、文政（天保年間）に十余回にわたり貨幣の改鑄をすることによって、ようやく難局を切り抜けた。

この間には、不幸にして天災飢饉が連続し、農村は荒廃して農民の人口が減少する結果となった。また、悪貨の鑄造による物価の騰貴と経済界の混乱は、庶民のみならず、武士階級の生活にも甚大な影響を与えた。封建体制の維持が困難となったこの時期に、「名君」と称せられる藩主による藩政の大改革が実施された。その改革には、綱紀の肅正による体制の補強工作をはじめとして、各方面にわたるいろいろの施策が展開した。それらのうち、藩政にとって最も緊急を要するものは、備荒貯蓄による凶荒の災害の克服、殖産興業による農村の復興、窮乏した家臣団への経済的救済などであった。つぎに述べる定通の藩政改革が、これらの線に沿って実現したことは当然の帰結といえるであろう。

定通は幼少であったから、その補佐役によって施政は展開した。河村正雄・梶原景毅（『残香録』の著者）・服部正弼らの優秀な侍臣が側近にいたことは、誠に幸福であったといわなければならない。定通の成長してからのちは、杉山熊台・鈴木栗里・日下陶溪・高橋忠董らの優秀な学者がその補佐につとめた。

この時代は封建制度の動揺も甚だしくなり、その矛盾が表面に現れ、藩政は全く行き詰まりの状況にあった。この難局に当たり、藩財政をいっそう圧迫したのは、幕府から命ぜられた御手伝いおよび上納金等の不時の支出であった。定通の前の定則の治世の文化二（一八〇五）年六月に、幕府から東海道に沿う甲斐・美濃・尾張・伊勢の各国の河川の大改修を命ぜられ、御手伝い上納金として一万八、五二四兩余と永二〇五文を献納した（増田家記）。また、天保三（一八三二）年五月に、幕府から普請等の名目による上納金三万兩の献納を命ぜられた。これらは、藩財政をいっそう逼迫させる結果となり、ひいては武家をはじめ庶民の生活困難を深刻化させた。

この時代に、いづれの藩庁でも財政窮迫を切り抜けるために実施した方策の一つは、「借上」と借上による家
中俸禄の削減
称する家中俸禄の削減であり、これによって藩庁の支出を極端に抑制した。松山藩では、文化五（一八〇八）年、すなわち定則の時から俸禄は五割渡し（増田家記）であったが、同七（一八〇〇）年

一〇月、六割渡しに変更された（本藩譜）。同九（一八三三）年四月、七割渡しとなり、以降七か年はその俸禄が続いたが、文政二（一八五〇）年七月から五割渡しとなり、同六（一八三三）年四月によく七割渡しとなった（増田家記）。ところが、この年は大干魃のため収穫高の減少が予想されたので、藩庁は九月になると、人数扶持を実施する旨を明らかにした（増田家記・本藩譜）。人数扶持とは藩士一戸の家族数を調査しておき、米穀を確保する必要から一人当たり供給すべき穀類の量を一定し、その割合に応じて給与する制度であった。俸禄を受ける側からすれば、給与のなかでは最悪の条件を持つものであって、藩士は経費の厳重な節約を行うとともに、生活の極端な合理化

をはからなければならなかった。

翌七（一八四四）年にも、農業への打撃が回復しないため、翌八年六月まで人数扶持を施行することとなった。同八年七月から同一（一八五〇）年六月までの三か年間は五割渡し、同一二年七月以降は六割渡し（増田家記）、同一二年（一八五〇）年から天保三（一八三二）年までの三か年は七割渡しに回復した。しかし、前年夏の大風雨による損毛と、翌三年五月における幕府への上納金三万兩の支出とのために、翌四（一八三三）年正月からやむを得ず人数扶持を実施した。翌五（一八三四）年になり、正月から七割渡しとなった（松平定通時代法令集）。これら借上の連年にわたる実施は、対象が家中であったとはいえ、藩士に最低生活を強要する結果となった。そのための藩士の窮乏および士風の退廃とは、藩全般に大きい影響を与えずにはおかなかった。これらの事情が、藩政の改革をいっそう緊要とするに至った。

凶荒被害の連続

定通による改革事業遂行の重要な素因の一つとなったのは、不幸にして凶荒が連続したことであった。彼の治世二十七年間のうちで、一万石以上の損毛額は一回に達し、かつ一万石以上の損毛の連続すること八回であったから、農村の疲弊は著しいものがあった。文化六（一八〇五）年は、干魃による損毛高が七万六、三五八石余（増田家記）に達したので、翌七年二月に藩は城中困い米三、七五〇石を取り崩して歳費に充て、翌八年から三か年の計算で、詰戻しをする旨を願い出て幕府の許可を得た。

同一（一八四四）年は、夏以来の干魃による損毛が四万六、一〇七石余であった旨を届け出た（増田家記）。同一三（一八〇三）年は不作で、損毛高が一万三、六一八石余であって、翌一四年は二万一、一六〇石余であった。それから六年後の文政六（一八三三）年は、干魃のために稲の植え付けのできないところが多く、その損毛高は一万六、二五八石余に及び、最大の凶作となった。その間、家中・郷町においても雨乞いの祈禱が大規模に行われ、また味

酒、橘の両神社をはじめ温泉郡藤野々村の天一神社で、諸行事が嚴重に執行された。道後湯および伊佐爾波の両社の場合は、定通自身が臨席するほどの熱意を示した（増田家記）。

同八（二八三）年六月には、大雨のために石手川等が氾濫して堤防の決潰するところが多く、下流の伊予郡市坪村あたりまで押し流され、石手・重信両河川の合流点出合付近は、海のような様相を呈した。田畑で冠水・砂入りのももの二、五四九町余、倒壊・半壊の農家三一六軒、堤防の決潰六九四か所、井関等の流損八、〇七六か所、池の破損七五三か所、山の崩壊一、〇二四か所であった（増田家記）。この年の損毛高は、四万一、四二二石余に及んだ。翌九（二八三）年も大雨による洪水のため、農家が市坪村まで押し流され、出合付近では昨年の堤防の決潰場所が、昨年より一〇〇間ほど拡大し、遍路橋も流失するありさまであった（増田家記）。その損毛高は、五万五、九七八石に達するほど大きかった。翌一〇（二八三）年のそれは四万六、四四四石余であり、翌一一（二八三）年は五万三、七二九石余であった。

それから以降は、特記するほどの災害もなかったようである。翌一二（二八三）年の損毛高は二万八、二三八石余、翌天保元（二八三）年が二万二、九三〇石余、翌二（二八三）年は夏期の大風雨により一万六、〇二四石余、翌三（二八三）年は一万六、〇二七石余、翌四（二八三）年は一万三、三九一石余と記録されている。

一 松山城復興事業の完成

天保の飢饉
と松山地方

天保の大飢饉は、松山一二代藩主定通の晩年から一二代藩主勝善の時代にかけて、主として東北地方を襲った凶作であるが、松山藩領でも不作が続いていた。天保七(一八三六)年は全国的な凶作となり、被害の激しかった奥州仙台藩では、数万人の死者が出たという。食料不足のため、江戸では諸物価が高騰し、農村から流入した貧民の行き倒れが、あとを絶たなかったという。享保・天明の大飢饉を経験している幕府や諸藩では、救民対策に乗り出した。江戸では天保四年から白米の支給を始め、被害の甚しかった七年から八年にかけては、四一万人(延べ人数)を救済し、また、御救小屋を二一か所設けている。ところが、この時期は諸藩でも救済のために白米が必要であり、江戸・大坂に回送される米の量は極端に減少した。先に述べた大塩の乱は、このような背景から発生したのである。飢饉対策が万全の藩とそうでない所との差が、これまでの飢饉以上にはつきりと出ている。

松山藩の場合、享保の大飢饉では、日本で一番多い餓死者を出し、藩主が謹慎を命じられたほどであるから、文政年間(一八二〇)後半の不作のころから対策を講じはじめた。すなわち、文政五年ころには比較的安価であった米が、文政一〇年から急上昇に転じ、文政一二年には、文政五年の二倍近い値段になった(文政五年を一〇〇とすれば、文政一二年は一八〇)。そこで、松山藩では社倉法(しゃやうぼう)を町方に適用することを決め、町奉行井上團右衛門・林造酒之丞の名で町分へ通達を出した。その概要は一軒について毎日錢一枚を蓄えよというものである。もっとも、すべての家が蓄えをするわけではないが、原則的には全戸に及ぼそうという考えで通達を出している。藩の取り組みが本気であることは、その組織を見ても納得ができる。すなわち、通達の趣旨を実現するため、松山城

下町に社倉発起役が設定された。町奉行井上団右衛門・林造酒之丞(のじょう)の下に、諸改久枝市左衛門・高木覚兵衛・秋山八十九・永井善六、大年寄河内屋源五兵衛(小倉)・八藏屋弥相左衛門(彌)(曾我部)・廉屋與惣左衛門(えもん)(栗田)・茶屋五郎造(武知)・黒田與惣兵衛(よさうべ)(亀屋)・讃岐屋勘右衛門(大野)、大年寄見習久代屋長左衛門(仲田)、社倉取約方大組頭綿屋重左衛門、用掛宮崎屋善次郎、用掛取約方升屋七右衛門、肝煎米屋源三郎・米屋市郎兵衛・熨斗屋喜八郎・米屋新十郎、社倉用向引受諸改秋山八十九・永井善六が名を連ねた。社倉箱には、藩校明教館教授(めいけう)日下宗八(伯巖)(はくがん)が筆を振るつた。「救荒銀」と記されたその箱には「救荒銀は凶荒に備えるためのものである。文政一二年に結社を命じたもので、結社に加入したものは一日一枚の銭を差し出し、これを銀に替えて藩庫に蓄え、凶年になれば人々を救おうというものである」といった意味のことが記載され、大年寄場に置いて希望者には閲覧させることにしていた。この趣旨に賛同したものの拠出金は、天保三年までに金五五四兩二歩一朱と銀四匁七分六厘となった(社倉記)。文政一二年からの三年間に貯えられた銭は現在の貨幣価値に直すと一億円程度になる。仮に銭一枚が二〇円程度とすれば、年間四、五六六軒が貯蓄に参加したことになるから、松山の町家五、〇〇〇軒余のうち、特別貧しい者以外は、ほとんどの家が社倉に協力したといえよう。

井上団右衛門と林造酒之丞が町奉行に任命されたのは、文政一〇年のことであるが、不作が連続していたこともあり、町に活気がないので、対策を考えていたが、就任以来、米価が非常に高くて町人の生活が苦しくなったのを見過ごすことができず、可能な限り救済措置をとってきたが、とても救済しきれない。そこで、裕福な町人に慈善事業として米・銭を出してもらおうよう呼び掛けたのである。前に述べたように、文政一二年は豊作であり町にも少し活気が出たところであったから、人を救うことは善根であるとして寄付に応じたのであろう。

社倉法の適用は比較的米の作柄の良かった文政一二年から、天保三年にかけてであったから、社倉法が成功したのであろう。天保四年から米価は再び上昇し、文政五年の水準を一〇〇とすれば、天保四年は一七〇、同五年は一八〇、同八年に至っては二六〇に達している。大塩平八郎の乱が起こったのは、同八年のことであるから、松山地方でも藩の対策が悪ければ、二・六倍にもなった米価に耐えられなくなった貧しい人々が、暴動をおこしても不思議はない。幕府が松山城に貯蔵していた預かり米を大坂に輸送したのもこの時期である。天保七年の松山藩の損毛高三万一、八九九石は石高比二一％であるから、東北地方ほどの被害ではなかった。しかし、この程度の不作でも米価が二・六倍にもなるのだから、貧困者の苦しみは容易に想像できよう。松山藩では、窮民救済の手を差し伸べている。その方法は、町方については、社倉法の運用、村方については余裕のあるものに救済をさせるといふものであった。もつとも、享保の大飢饉の教訓を生かして、救済が必要な者の家数・人数は克明に調査・報告させている。町・村の自力救済が不可能になった場合はいつでも、藩が出動できる体制を整えていたのである。幸い米価は、天保八年を最高として下がり始め、天保一一年には、文政五年に比較して一三七という水準に落ち着いた。天保八年を一〇〇とすれば、五二となる。約半値になったのである。そのため、松山藩では一揆もおこらず、比較的平穩に天保の大飢饉は終わった。

化三年家老となり、三〇〇俵を与えられ、このときの警備が終了してのち、藩主から褒美として脇差（片岡備前宗次作）をもらっている。彼が家督を相続して二、三〇〇石をもらうようになったのは、安政三年のことである。

日米和親条約の締結に対し、不満を持つ水戸の徳川斉昭は幕政参与を辞任し、土佐藩では、開国論を唱える吉田東洋（参政）を免職するなど、条約をめぐる諸藩の対応は様々であった。幕府も和親条約を結んだものの、確固たる方針は出せず、江戸湾警備の熊本藩などに対して大船の建造を命じたりしている（五〇〇石以上の大船建造禁止令の解除は嘉永六年九月一日、宇和島藩主伊達宗城が驚喜した命令である）。余談であるが、このころ外国船と日本の船とまぎらわしくないように、白地に日の丸を用いるようにせよと触れ出されている。

安政の大地震

安政の地震といえば、安政二（文政）年一月二日の夜、江戸におこった直下型地震で、被害を受けた範囲は、直径五〜六里で比較的狭い範囲であった。しかし、当時としては世界最大級の都市である江戸がそっくりその範囲に入ったから、被害を受けた人々は多数にのぼり、地震後に起こった火災のため約一四町が焼失、江戸町奉行支配下の死者三、八九五人〔松山府要〕では一万二、三八〇人としており、正確な数字はわからない）、潰家は一万四、三四六戸に及んだ。小石川の水戸藩邸では藤田東湖が母をかばって圧死した。この地震の時、大名屋敷八二か所が被害を受け、焼失したものが二八か所にのぼった。松山藩では江戸屋敷（上・中・下）が少々痛んだ程度であったが、幕府では親戚筋に当たるため、本多弥八郎を遣わして被害状況を尋ねている。

松山地方にとって「安政の地震」といえば、その一年前、嘉永七（安政元）年一月五日の地震を指す言葉であろう。この日の被害状況を「池内家記」は、松山城天守閣の石垣が二か所ふくらみ、おなじく本丸では塀や屋根の瓦が落ち、壁にも被害があった。また、二の丸でも同様の被害があり石垣が二か所ふくらんだ。家中屋敷で

は潰・半潰共二〇軒、土蔵の潰・半潰は一七か所、下級藩士の家では潰・半潰が一一四軒に上った。町分では潰・半潰六八軒、土蔵四か所、高札場損壊二か所、百姓家の潰・半潰は一、二七三軒、土蔵・納屋は一、〇三八軒、郷蔵の被害は一〇一か所に及んだ。

道後村では温泉が湧出しなくなり（翌年二月末温泉復活）、池・堤防、樋の傷んだ所八四か所、田畑・井手・道・橋の傷んだ場所は二〇二か所であった。幸い人的被害は最小限にとどまり、即死人二人（男女各一）であった。藩では、安政二年二月二十七日、被害状況を幕府へ報告した。この報告が届く一日前、江戸でも地震があり各所に被害があった。『温恭院殿御実記』には「此日箱根山大ニ震。二子山岩石転落。道路塞る」とあり、「同時京都大地震」と、広い範囲で地震があったことを記している。松山藩の被害は、町方・農村においてもかなりなものであった。百姓家と土蔵・納屋の被害を合計すると二、三一一軒となる。道後温泉の湧出が止まったのは、宝永四（天明）年以來のことであり、領内風早郡の新田地帯では、地震のために堤防が崩れて、修復に多大の日数と費用のかかったところもある。松山では安政四年八月二十五日にも地震があった。『松山叢談』には「同日辰下刻松山大地震」と記録しているのみで、詳しい被害の状況を伝えていない。